

議第 39 号

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

第 7 期介護保険事業計画が平成 30 年度から始まることによる介護保険料の改定及び、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正に伴う罰則規定の見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>24,840円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,640円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>46,920円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>55,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>66,240円</u> イ・ロ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>71,760円</u> イ 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの ロ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>82,800円</u> イ 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの ロ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>93,840円</u> イ・ロ (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,040円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,560円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,560円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,320円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>58,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>69,840円</u> イ・ロ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>75,600円</u> イ 合計所得金額が<u>190万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの ロ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>87,240円</u> イ 合計所得金額が<u>290万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの ロ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>98,880円</u> イ・ロ (略)</p>

改正後	改正前
<p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>104,880円</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（ただし、当該納期限の翌日から<u>3月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第16条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、<u>法第34条第1項後段</u>、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対して10万円以下の過</p>	<p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>110,520円</u></p> <p><u>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,160円とする。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（ただし、当該納期限の翌日から<u>3か月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第16条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対して10万円以下の過料に処する。</p>

改正後	改正前
<p>料に処する。</p> <p>第17条 市は、被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第17条 市は、被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の下呂市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

第7期介護保険事業計画が平成30年度から始まることによる介護保険料の改定及び、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴う罰則規定の見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 介護保険料率を次の表のとおり改めます。次の表の括弧内の値は、平成29年度までのものです。

なお、保険料年額の計算方法は、基準となる第5段階の保険料月額に調整率を乗じて、1の位以下を切り捨てた値を12倍したものです。

所得段階	対 象 者		調整率	保険料年額	
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.45	24,840円 (26,160円)	
	住民税世帯非課税	老齢福祉年金受給者			
		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下			
第2段階	住民税世帯非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下	基準額 ×0.70 (0.75)	38,640円 (43,560円)	
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている	基準額 ×0.75	41,400円 (43,560円)	
第4段階	住民税世帯課税	本人非課税 住民税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.85 (0.90)	46,920円 (52,320円)
第5段階			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下	基準額	55,200円 (58,200円) ※4,600円/月 (4,850円/月)

第 6 段階	住民税本人課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満	基準額 × 1.20	66,240 円 (69,840 円)
第 7 段階		前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円 (190 万円) 未満	基準額 × 1.30	71,760 円 (75,600 円)
第 8 段階		前年の合計所得金額が 200 万円 (190 万円) 以上 300 万円 (290 万円) 未満	基準額 × 1.50	82,800 円 (87,240 円)
第 9 段階		前年の合計所得金額が 300 万円 (290 万円) 以上 400 万円未満	基準額 × 1.70	93,840 円 (98,880 円)
第 10 段階		前年の合計所得金額が 400 万円以上	基準額 × 1.90	104,880 円 (110,520 円)

※ 第 1 段階について、本則上は、調整率を 0.50 として、29,040 円と規定されていますが、制定附則第 12 項において、上の表のとおり規定されています。

(第 2 条関係)

(2) 字句を訂正するものです。

(第 9 条関係)

(3) 要支援認定の取消に伴う介護保険証の提出の求めに応じない者を罰則対象に加えます。

(第 16 条関係)

(4) 文書や物件の提出や提示を拒否し、又は質問に答弁しない場合に罰せられる対象のうち、65 歳以上の者の配偶者又は世帯主を、40 歳以上の者の配偶者又は世帯主に改めます。

(第 17 条関係)

(5) この条例は、公布の日から施行します。ただし、介護保険料の改定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(6) 改定後の介護保険料率は、平成 30 年度以降の介護保険料に適用し、平成 29 年度以前の介護保険料率は、従前のとおりとします。

(附則第 2 項関係)